

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

- 1 入札参加停止業者
東洋シャッター株式会社
大阪府中央区南船場二丁目3番2号
- 2 入札参加停止の期間
令和8年3月4日から令和8年5月3日まで（2か月）
- 3 入札参加停止の理由
長浜市入札参加停止基準要綱第3条・別表第2第9号（3）ウに該当
（建設業法違反行為）

令和8年2月24日付けで、国土交通省近畿地方整備局が東洋シャッター株式会社に対して、建設業法に基づく10日間の営業停止命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第2

措置要件	期間（か月）
（建設業法違反行為）	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
（3） 9（1）及び（2）以外の場合で、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3
イ 建設業法に違反し、監督官庁から15日以上営業停止処分を受けたとき。	3
<u>ウ 建設業法に違反し、監督官庁から15日未満の営業停止処分を受けたとき。</u>	<u>2</u>
エ 建設業法に違反し、指示処分を受けたとき。	1